

# 第4次五泉市行財政改革大綱

## 五泉市行財政改革実行プログラム

～「質の高い行政サービスを求め、聖域なき行財政の見直し」～

2023年度～2027年度  
(令和5年度～令和9年度)



令和5年3月

五泉市

(目 次)

第1章：第4次五泉市行財政改革大綱	1
1 はじめに	1
2 これまでの取り組み	2
3 社会経済環境の変化	3
(1) 少子高齢化・人口減少社会	3
(2) 市民ニーズの多様化・高度化による行政課題の複雑化	4
(3) 地域の自主性・自立性の拡大	4
4 五泉市の財政状況	5
(1) 歳入内訳の推移	5
(2) 歳出性質別内訳の推移	6
(3) 公共施設の将来の更新費用	6
5 大綱策定の目的	6
6 行財政改革に向けての基本的な視点	7
(1) 経営的視点による事業の見直し	7
(2) 効率的で質の高い組織体制づくり	7
(3) 市民との協働によるまちづくりの推進	7
7 推進期間	8
8 大綱の改定	8
9 行財政改革の推進体制	9
第2章：五泉市行財政改革実行プログラム	10
1 計画の位置づけ	10
2 計画期間中の財政収支見込	10
3 改革の目標	11
4 計画の体系	11
5 取り組み項目	14
I. 健全で持続可能な財政運営	14
II. 歳入増加策	17
III. 効率的・効果的な行政運営	19
IV. 民間委託等の推進	20
V. 人材育成の推進と組織体制の強化	22
VI. 地方公営企業、その他の特別会計等の適切な運営管理	24
用語集	27

# 第1章：第4次五泉市行財政改革大綱

## 1 はじめに

平成18年1月1日に旧五泉市、旧村松町が合併して誕生した「五泉市」は、合併から17年が経過しました。この間、平成19年3月に「五泉市行財政改革大綱」、平成24年3月に「第2次五泉市行財政改革大綱」、平成30年3月に「第3次五泉市行財政改革大綱」をそれぞれ策定し、行財政改革実行プログラムに基づき、受益者負担の見直しや、指定管理者制度による民間委託の推進などを行い、行財政改革を進めてきました。

しかしながら、人口減少、少子高齢化社会の加速、高度情報化の進展、地球規模での環境問題の深刻化など、日本の経済や社会の状況は大きく変化しています。

本市においても、人口減少などに伴い市税の収入が減少するのに対し、老年人口の増加による社会保障費等の公的サービス経費の増加、更に公共施設やインフラ改修・更新等の経費が大きな財政負担になることが予想されます。また、ICT<sup>\*</sup>の急速な進展やライフスタイルの変化など、市民生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、市民ニーズや地域の抱える課題が多様化、複雑化しています。

これらを背景に、将来にわたり質の高い行政サービスを提供しつつ、持続可能な財政基盤を確立するためには、効率的、効果的な財政運営が不可欠となっています。よって、今後の行財政改革の方針を示した「第4次五泉市行財政改革大綱」では、これまでの大綱の改革を受け継ぎながら、限られた財源の中で行政サービスの最適化を図るため、さらなる行財政改革を推進していきます。

また、これまでの行財政改革大綱の成果・課題を踏まえつつ、社会環境の変化等に柔軟に対応し、より一層の行政サービスの向上、健全な財政運営を進めます。

市民の誰もが「ずっと」幸せに暮らし続けることができるまちづくりを進めるため、全職員と市民が一丸となり、令和4年度からスタートした「第2次五泉市総合計画後期基本計画」の将来像「ずっと五泉。～次の一步を、ともに未来へ～」の実現を目指していきます。

## 2 これまでの取り組み

旧大綱等に基づく行財政改革については、平成29年度からスタートした第2次五泉市総合計画 前期基本計画との整合性を踏まえながら、財政の健全化と充実した公共サービスの実現を目指し、「経営的視点による事業の見直し」「効率的で質の高い組織体制づくり」「市民との協働によるまちづくりの推進」という3つの基本的な方針の下、さまざまな行財政改革に取り組んできました。

具体的な取り組みとして、平成30年12月に「五泉市公共施設に係る使用料設定にあたっての基本方針」を策定し、令和元年6月から無料施設の有料化などを行いました。今後も見直しを行いながら、負担の公平性、公正性の確保に努めていきます。

主要方策の「市税等の収納率の向上」では、新たな納付方法として、スマホ決済を導入し、市民の利便性向上を図りました。「企業誘致の推進」では、積極的なPRと企業訪問を行い、村松第二工業団地に企業誘致を進め、「指定管理者制度※の活用」では、令和3年度に交流拠点複合施設が加わり、現在、指定管理者による管理を行っている公の施設は11施設に増えています。

さらに、有料広告掲載やふるさと納税制度などを活用し、新たな財源の確保に努め、旧大綱等に盛り込まれた事項を計画的に実施して、一定の成果を挙げてきたところです。

また、財政指標としては、実質公債費※比率の指標が地方債許可団体※となる18%以上とならないよう、地方債※の新規発行を抑制し、平成29年度決算10.1%から令和3年度決算8.1%となっています。

### 実行プログラム主要方策の実施状況について

改革の方向性	実施項目数	取り組み状況	
		実施	未実施
I. 健全で持続可能な財政運営	13	13	
II. 歳入増加策	9	9	
III. 行政運営の見直し	7	7	
IV. 民間委託等の推進	7	7	
V. 人材育成の推進と組織体制の強化	8	8	
VI. 地方公営企業、その他の特別会計等の見直し	7	7	
計	51	51	

### 3 社会経済環境の変化

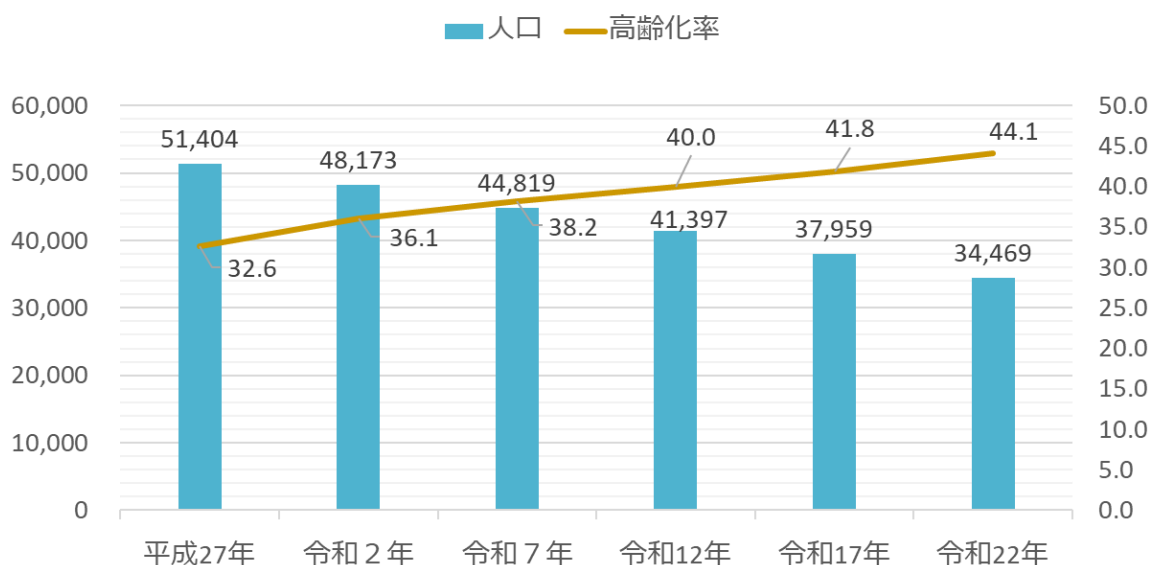
#### (1) 少子高齢化・人口減少社会

我が国の人口は、2008年（平成20年）をピークに総人口が減少に転じています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、2053年（令和35年）に日本の総人口は1億人を下回ることが予測されています。人口構成も変化し、1997年（平成9年）には、65歳以上の高齢人口が、14歳以下の若年人口の割合を上回るようになり、2020年（令和2年）には3,619万人、全人口に占める割合は28.9%と増加しています。また、15歳から64歳の生産年齢人口※は2020年（令和2年）の7,406万人（総人口に占める割合は59.1%）が2040年（令和22年）には、5,978万人（53.9%）と減少することが推計されています。

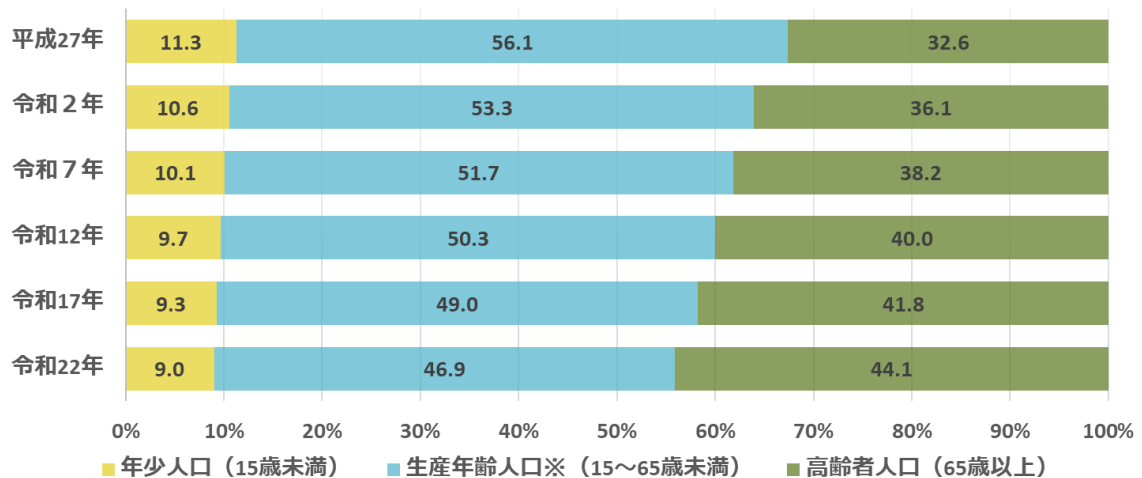
令和2年に実施した国勢調査における新潟県の高齢化率※（人口に占める65歳以上の割合）は総人口の32.9%で、本市は36.1%となっており、国・県より高齢化が進んでいます。

本市の総人口は、令和12年に41,397人と推計されており、令和2年の48,173人から10年間で6,776人（14%）減少すると見込まれています。また、令和7年の年齢3区分別人口割合を見ると、年少人口が10.1%、生産年齢人口※が51.7%、高齢者人口が38.2%で、令和2年に比べて、年少人口、生産年齢人口※がそれぞれ0.5ポイント、1.6ポイント低下する一方で高齢者人口は2.1ポイントの上昇が推計されます。

#### ○人口及び高齢化の推移



## ○五泉市の年齢3区分別人口割合の推移



注)1 令和2年までは国勢調査人口(各年10月1日現在)

(注)2 令和7年からは国立社会保障・人口問題研究所の推計値

### (2) 市民ニーズの多様化・高度化による行政課題の複雑化

地方自治体を取り巻く社会環境は、ICT※とその利用環境の進展、人口減少（特に生産年齢人口※の減少）、超高齢社会による人口構造など大きく変化しています。

また、個人の価値観やライフスタイルの変化等により、行政に対する市民ニーズは、より一層複雑多様化しています。

このため、従来の手法による課題の解決が困難になっていく一方、福祉、環境、教育、まちづくりなどの幅広い分野において、NPO法人やボランティア団体などによる活動が近年、急速に活発化してきています。

本市においても、市民自らが地域社会の担い手として積極的に活動する動きが広がりがつつありますが、今後の行政課題に的確、かつ、きめ細かに対応する上で、市民と行政がさらに連携・協働していくことが不可欠となってきています。

### (3) 地域の自主性・自立性の拡大

地方自治体の財政は、全国的にも一層厳しい状況にあります。地方分権が進む中で、効率的で自立性の高い自治体経営を図るとともに、都市間連携による機能分担も必要です。

地方分権社会に対応した魅力あふれる地域づくりを進め、多様化する地域ニーズへの対応や地域課題を解決していくため、市民や事業者、NPO法人、ボランティア団体などの参画・協働による市民主体のまちづくりを進めていく必要があります。

また、市民の協力と理解が得られるようPPP※やPFI※など民間経営手法の導入なども含め、限られた資源の重点的・効果的かつ効率的な投入に加え、行政運営の透明性の確保やコスト削減といった健全な財政を維持する取り組みが一層不可欠となります。

## 4 五泉市の財政状況

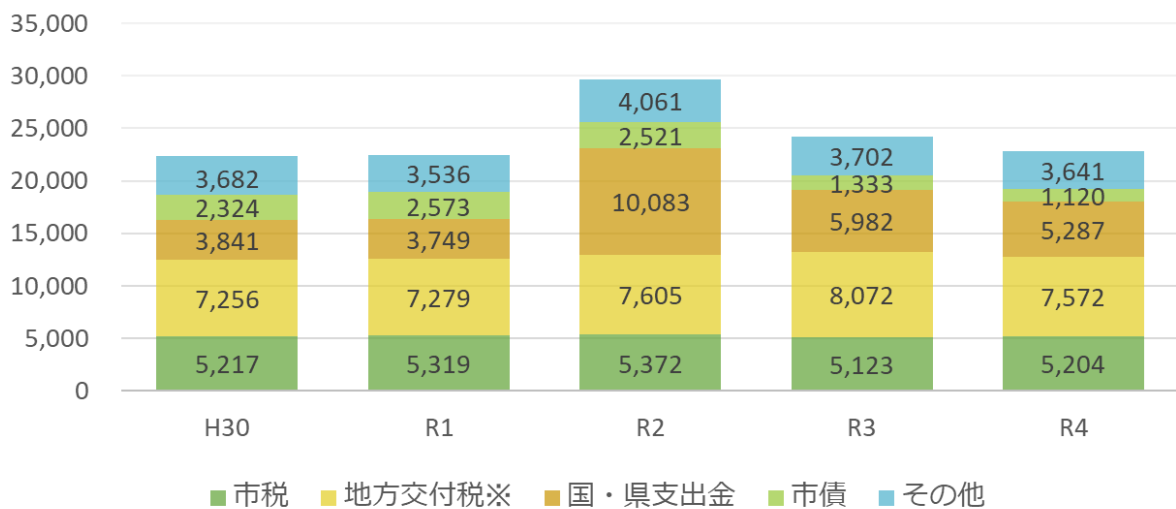
令和4年12月に公表された「五泉市財政収支見通し」では、今後の本市の財政状況は、人口減少に伴い、個人住民税などの市税や普通交付税などの歳入の減少が想定されます。歳出においては、扶助費や特別会計への繰出金の増加、廃棄物中間処理施設に係る補助費等の増加など今後も厳しい財政状況が想定されます。

また、新型コロナウイルス感染症や物価高騰により、先行きは不透明であり、様々な環境の変化に対応していかなければなりません。

このようなことから、市税等収納率の一層の向上に努め、事業の見直しや効率化による経費削減、「公共施設等総合管理計画」「個別施設計画」に基づく施設の更新・改修に係る費用負担の平準化、新たな財源確保につなげる取り組みを行っていきます。

### (1) 歳入内訳の推移

(単位：百万円)

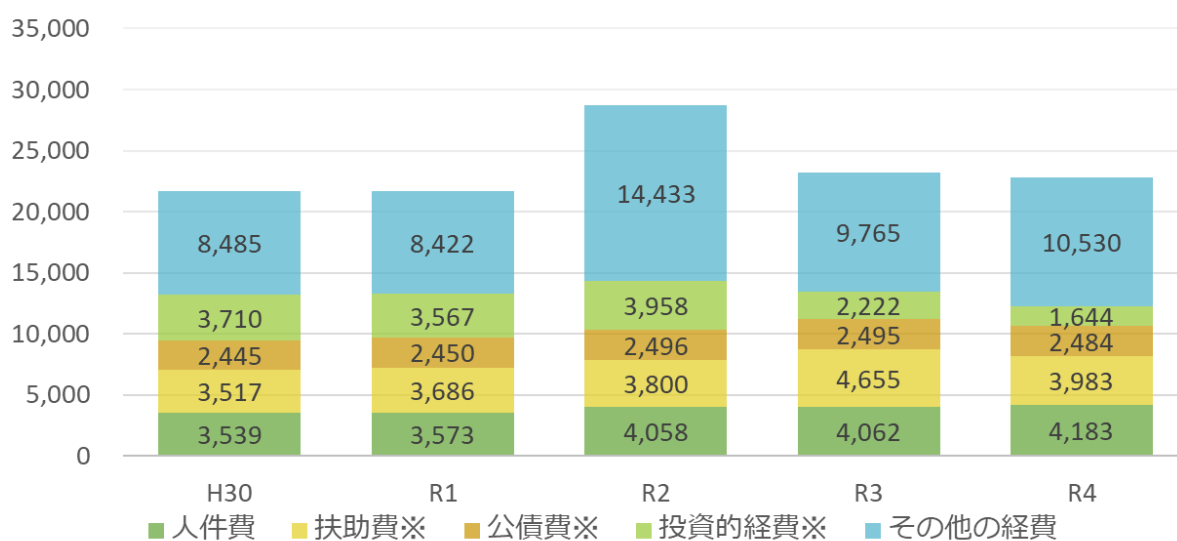


(注)1 普通会計※ R4年度は見込額

(注)2 市債 借換債は計上しない

## (2) 歳出性質別内訳の推移

(単位：百万円)



(注)1 人件費 職員の給料や議員の報酬など

(注)2 その他の経費 物件費※、維持補修費、補助費等※など

(注)3 普通会計※ R4年度は見込額

(注)4 公債費※ 借換債は計上しない

## (3) 公共施設の将来の更新費用

本市は、多くの公共施設等を保有しており、現状の規模で改修、更新する場合の費用を試算すると、今後15年間の更新費用は、1年あたり約25億5千万円（道路等インフラ施設を含むと約55億1千万円）の費用が必要になります。五泉市個別施設計画では、道路等インフラ施設を除く公共施設の更新・統廃合・長寿命化に取り組むための具体的な方向性を示しており、本計画による更新費用の試算では、1年あたり約9億9千万円となります。本計画に基づき、将来の財政負担や市民ニーズを考慮し、効率的・効果的な整備を行い、公共施設の質と量の最適化に取り組んでいきます。

## 5 大綱策定の目的

旧大綱等は、市財政の健全化、行政のスリム化という点では一定の成果を挙げましたが、これにより、将来にわたって本市の財源不足が解消されたわけではなく、引き続き厳しい財政状況の中で、財源不足を補ってきたのが実情です。

また、旧実行プログラムに掲げた個々の項目についても多くの取り組みが、改革・改善の途上にあり、時代の変化に対応した市民サービスや行政運営体制の構築、職員の意識改革など今後も継続して取り組むことが必要な項目も多く残されています。



令和4年度からスタートした「第2次五泉市総合計画後期基本計画」との整合性を踏まえながら、健全な財政を維持しつつ適正な行政サービスを実施し、持続可能な行政運営を行います。

## **6 行財政改革に向けての基本的な視点**

本市では、旧大綱等に掲げた基本的な方針を継承しつつ、市民目線に立った以下の基本的視点に基づき行財政改革に取り組みます。

### **(1) 経営的視点による事業の見直し**

市民の立場に立った効率的で効果的な行政サービスを提供するため、スピードやコスト意識、費用対効果の検証の徹底、ICT※技術を活用した電子自治体の構築など、行政サービスの向上に努めるとともに、将来に過大な負担を残すことのない行財政基盤の確立を目指します。

また、市の事業で民間委託や指定管理者制度※をはじめ、PPP※やPFI※の活用等によって効果が期待できるものは、積極的かつ計画的に民間活力の活用を推進します。

歳出の削減と同時に、受益者負担の見直しや市有財産の売却、マーケティング※を活かしたふるさと納税制度※の活用など、自主財源の確保に取り組みます。

### **(2) 効率的で質の高い組織体制づくり**

市民ニーズの多様化・高度化により行政課題が複雑化している一方、職員が減少している中で、職員は改めて行政の役割を認識し、市民に対する説明責任を果たすことや目的意識、コスト意識を持つことが求められています。

限られた人材で新たな課題を克服し、効率的な行政運営を進めていくためには、職員一人ひとりの意識改革や職務遂行能力の向上が必要です。様々な研修を通じて職員の人材育成に努めるとともに、人事評価制度※の充実を図ります。

また、顔の見える市民サービスに努め、ニーズに応えられる柔軟な組織・機構への見直しを図り、効率的な組織体制づくりを行います。

### **(3) 市民との協働によるまちづくりの推進**

社会情勢の急激な変化により市民ニーズが多様化・複雑化し、行政だけでは解決できない課題が多くなってきている中、市民参加と協働によるまちづくりは重要となっています。

市民と行政が協力してまちづくりを行うために、市民、地域、町内会、市民団体、行政が役割分担を認識しながら互いが持てる力を発揮して活動し、それぞれ

の特性や能力を生かし、緊密かつ良好なパートナーシップを構築して、補完し合い協力できる環境づくりを推進します。

そのためにも「協働のまちづくり」の観点に立ち、地域活動の核となる町内会機能の充実やNPO 法人をはじめとする多様な団体と行政の連携強化に取り組み、市民と一体となったまちづくりを行います。

## 7 推進期間

行財政改革大綱は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

年度・区分		H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
第2次五泉市 総合計画	基本構想	基本構想10年										
	基本計画	前期基本計画（5年）					後期基本計画（5年）					
	実施計画	3年計画（ローリング方式により毎年度見直し）										
五泉市行財政改革大綱		第3次（5年）					第4次（5年）					
五泉市行財政改革実行プログラム		第3次（5年）					第4次（5年）					

## 8 大綱の改定

行財政改革大綱については、社会経済状況等の変化や具体的な実施項目の進捗状況等に的確に対応するため、行財政改革大綱の推進期間中であっても、必要に応じ改定を行います。

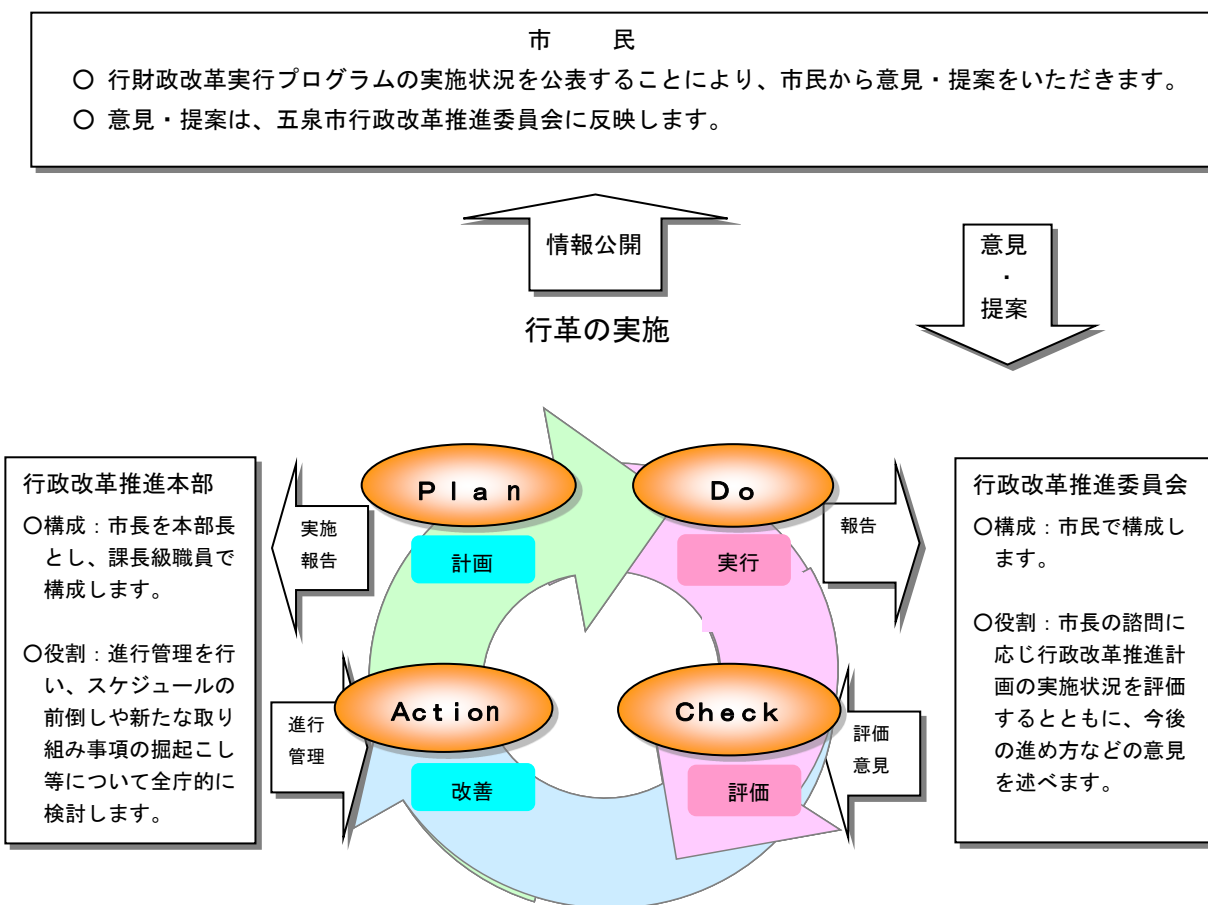
## 9 行財政改革の推進体制

行財政改革大綱の推進にあたっては、五泉市行政改革推進本部が中心となり全庁をあげて行財政改革に取り組みます。

また、適切な進行管理に努めるとともに、実効あるものとするため、進捗状況を五泉市行政改革推進委員会に報告し、その意見や助言を参考にしながら行財政改革を着実に推進していくため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)というPDCAサイクル\*のもと、市民と行政が協働して計画を推進します。

- ・住民参画の視点：広報や市のホームページ等により行政改革の状況を報告するとともに、広く意見を提案していただく機会を設けます。
- ・庁内推進体制：事務局は企画政策課が所管しますが、職員が主体性を持って推進するため、五泉市行政改革推進本部設置規則に基づき、必要に応じて部会を設置します。

### ◎ 推進体制



## 第2章：五泉市行財政改革実行プログラム

### 1 計画の位置づけ

五泉市行財政改革実行プログラム（以下「実行プログラム」という。）は行財政改革大綱に基づき、令和5年度から令和9年度までの5年間の取り組み内容を定めています。

### 2 計画期間中の財政収支見込

#### 【歳入】

（単位：百万円、％）

区 分	過去5カ年の決算 (H30～R4年度)		計画期間 (R5～R9年度)		
	決算額	構成比	推計額	構成比	対比
市税	26,235	21.6	25,721	23.4	98.0
地方交付税※	37,784	31.1	37,526	34.1	99.3
国・県支出金	28,942	23.8	20,827	19.0	75.8
市債	9,871	8.1	9,161	8.3	92.8
その他	18,622	15.4	16,712	15.2	83.2
合計	121,454	100.0	109,947	100.0	90.5

#### 【歳出】

（単位：百万円、％）

区 分	過去5カ年の決算 (H30～R4年度)		計画期間 (R5～R9年度)		
	決算額	構成比	推計額	構成比	対比
義務的経費※	51,426	43.5	51,493	46.8	100.1
人件費	19,415	16.4	20,411	18.6	105.1
扶助費※	19,641	16.6	19,084	17.3	97.2
公債費※	12,370	10.5	11,998	10.9	97.0
投資的経費※	15,101	12.8	11,210	10.2	74.2
その他の経費	51,635	43.7	47,244	43.0	91.5
合計	118,162	100.0	109,947	100.0	93.0

(注)1 普通会計※

(注)2 表示未満四捨五入のため、積み上げと合計が一致しない場合がある

(注)3 過去5カ年間の決算額のうち、R4年度は見込額

(注)4 借換債は計上しない

### **3 改革の目標**

行財政改革大綱を実効性のあるものとするため、以下の改革目標を掲げ実行プログラムを実施します。

●総合計画に掲げる市の将来像「ずっと五泉。～次の一步を、ともに未来へ～」を実現するため、「4 計画の体系」に掲げる重点項目と主要方策、実施項目を実施し、財政収支の更なる改善に取り組みます。

### **4 計画の体系**

行財政改革大綱に掲げた基本的な視点を踏まえて、以下の6つの重点項目と主要方策、実施項目を推進していきます。

- I. 健全で持続可能な財政運営
- II. 歳入増加策
- III. 効率的・効果的な行政運営
- IV. 民間委託等の推進
- V. 人材育成の推進と組織体制の強化
- VI. 地方公営企業※、その他の特別会計等の適切な運営管理

重点項目	主要方策	実施項目
Ⅰ. 健全で持続可能な財政運営	1. 財政面を考慮した総合計画の策定と進行管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合計画の策定</li> <li>・ 成果指標の検証による進行管理</li> </ul>
	2. 行政評価システム※を活用した事務事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政評価システム※の継続活用</li> <li>・ 事務事業評価の予算反映</li> </ul>
	3. わかりやすい財政情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新地方公会計制度※による財政指標の管理と情報提供</li> </ul>
	4. 補助金・負担金の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金交付基準による各種補助金の見直し</li> <li>・ 負担金の見直しへの働きかけ</li> </ul>
	5. 公共施設等総合管理計画による施設管理運営の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画的な維持管理による施設の長寿命化</li> <li>・ 既存施設の有効活用</li> </ul>
	6. ごみ処理有料化の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定ごみ袋等の有料化</li> </ul>
Ⅱ. 歳入増加策	1. 市税等の収納率の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別徴収の推進</li> <li>・ 新たな納付方法の調査研究</li> <li>・ 滞納整理体制の強化</li> </ul>
	2. 受益者負担の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設使用料・手数料・負担金等の見直し</li> </ul>
	3. 市有財産の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通財産※の売却の推進と貸付料の見直し</li> <li>・ 行政財産※の有償貸付の推進</li> </ul>
	4. 企業誘致の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誘致活動の実施</li> </ul>
	5. 自主財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙等への有料広告掲載</li> <li>・ ふるさと納税の活用</li> </ul>
Ⅲ. 効率的・効果的な行政運営	1. 機能的な運営体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本庁・支所組織の再編、見直し</li> <li>・ 権限移譲の推進</li> <li>・ 広域連携の推進</li> </ul>
	2. DX※（デジタルトランスフォーメーション）の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体情報システムの標準化・共通化</li> <li>・ AI※・RPA※の利用推進</li> <li>・ 行政手続のオンライン化</li> <li>・ ペーパーレス化の推進</li> </ul>

重点項目	主要方策	実施項目
	3. 保育園等の効率的運営の推進	・ 保育園等の統廃合
IV. 民間委託等の推進	1. 指定管理者制度※の活用	・ 指定管理者制度※の活用
	2. 業務の民間委託等の推進	・ 外部委託指針の策定 ・ 外部委託の推進 ・ 使用料等の徴収業務委託の検討 ・ 給食調理業務等の委託
V. 人材育成の推進と組織体制の強化	1. 意識改革と人材育成	・ 人材育成基本方針の実施 ・ 職員研修の実施 ・ 人事交流の実施 ・ 自己啓発への支援
	2. 人事評価制度※の活用	・ 人事評価制度※の有効活用 ・ 勤勉手当・昇給・昇格への反映
	3. 職員提案制度の活用	・ 職員提案制度の活用
	4. 給与水準の見直し	・ 人事院勧告や県人事委員会勧告による給与改定
VI. 地方公営企業 ※、その他の特別会計等の適切な運営管理	1. 水道事業経営の健全化	・ 経営基盤の強化 ・ 経営戦略の見直し
	2. 下水道事業経営の健全化	・ 経営基盤の強化 ・ 経営戦略の見直し
	3. その他特別会計経営の取組強化	・ 事業の運営方法の改善
	4. 一部事務組合運営の効率化	・ 民間経営手法の導入 ・ 組合運営の効率化

## 5 取り組み項目

### I. 健全で持続可能な財政運営

限られた財源の中で、新たな行政課題や複雑・多様化する市民の行政ニーズに的確に対応していくためには、職員一人ひとりが事業の目的・効果を明確に把握し、コスト意識を持って、より効率的・効果的な予算執行にあたる必要があります。

そこで、行政評価システム※を活用し、市が実施するすべての施策及び事務事業を対象として定期的かつ継続的に実施結果の検証を行うとともに、課題を明らかにし、今後の方向性を検討します。

#### ○ 健全で持続可能な財政運営のために

市が行う事務事業については、効率的・効果的な運営に努めコスト縮減に取り組む必要があります。

新たな行政需要や多様化する市民ニーズに柔軟に対応していくためには、行政評価システム※を活用し、計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Action)というPDCAサイクル※を定着させ事業の選択と集中を図るとともに、事務事業全般にわたり行政と民間の役割分担のあり方、受益と負担の公平性の確保、費用対効果など、幅広い角度から精査し事務事業の再編・整理や廃止・統合も含めた整理合理化に努めます。

I-1	財政面を考慮した総合計画の策定と進行管理					
所管課	企画政策課					
実施方針	総合計画策定においては、成果指標を設けるとともに、財政シミュレーションに基づいた実効性のある計画とします。					
期待効果	総合計画の進行管理が図られ、予算編成にも反映されます。					
実施項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10以降
総合計画の策定			実施	前期策定		
成果指標の検証による進行管理	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒



I-2	行政評価システム※を活用した事務事業の見直し					
所管課	全課					
実施方針	事務事業評価、施策評価を実施し、予算編成への活用や総合計画の進行管理を図るとともに、職員のコスト意識を高め一般行政経費の削減に努めます。					
期待効果	<p>予算編成との連携により、「事務事業の再編整理」「行政の説明責任や透明性の確保」「総合計画の進行管理」「次年度の重点施策の立案」等への活用が図られます。</p> <p>また、行政評価システム※の実施により、事務事業の再編・整理等が図られるとともに、経常経費※の削減や、必要性・効果性の高い事業への財源投入、新規行政課題への対応が図られます。</p>					
実施項目	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10 以降
行政評価システム※の継続活用	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
事務事業評価の予算反映	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

I-3	わかりやすい財政情報の提供					
所管課	財政課					
実施方針	統一的な基準（新地方公会計制度）※を導入し、資産・債務管理や予算編成、施策評価等に有効に活用します。					
期待効果	見えにくいコスト（減価償却費、退職手当引当金ほか各種引当金）や資産形成に関する情報（資産・負債のストック情報）の明示により財政状況を正確に把握でき、難解な財政指標や財務書類をわかりやすく公表することができます。					
実施項目	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10 以降
新地方公会計制度※による財政指標の管理と情報提供	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

I-4	補助金・負担金の適正化					
所管課	企画政策課、財政課、関係所管課					
実施方針	定期的な内容ヒアリングや補助金交付要綱の終期設定などにより、補助金の効果的な執行を図ります。					
期待効果	市民団体等の主体性と自立意識の向上により、市民との協働のまちづくりが図られます。					
実施項目	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10以降
補助金交付基準による各種補助金の見直し	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
負担金の見直しへの働きかけ	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

I-5	公共施設等総合管理計画による施設管理運営の見直し					
所管課	企画政策課、施設所管課					
実施方針	公共施設等総合管理計画によるまちづくり全体の観点から、公の施設に関する分析調査を行い、管理運営のあり方（指定管理者・民営化など）や施設の大規模改修、建替えに併せた適正配置などを総合的に検討します。 また、LED照明の導入を計画的に進めるなど温室効果ガスの削減に努め、施設管理経費の節減に努めます。					
期待効果	適切な施設利用・配置が図られるとともに、施設管理・運営経費の削減が図られます。					
実施項目	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10以降
計画的な維持管理による施設の長寿命化	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
既存施設の有効活用	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

I-6	ごみ処理有料化の検討					
所管課	環境保全課					
実施方針	ごみの排出量の抑制や再利用・再資源化の推進、排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識改革を進めるため、ごみ処理有料化の検討を行います。					
期待効果	ごみ減量化に対する意識が高まり、ごみの発生抑制・減量化が図られます。					

実施項目	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10 以降
指定ごみ袋等の有料化	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

## II. 歳入増加策

時代の変化に対応した市民サービスを提供するため、健全な財政運営による弾力性のある財政基盤の確立を図ります。

そのためには、歳出の削減と同時に、歳入の確保も行っていく必要があります。その中で、公共施設などについての受益と負担の公平性を確保するための公共施設使用料等の見直しや、市税等の徴収率の向上、遊休市有財産の利活用などを行っていきます。

### ○ 歳入の確保

自主財源である市税、使用料や手数料等の確保に努めるとともに、受益者負担の適正化の観点から公共施設使用料等の見直しを行います。

また、未利用市有財産の貸付や売却等を推進するとともに、広告料収入やふるさと納税制度<sup>\*</sup>の活用などにより財源の確保に努めます。

II-1	市税等の収納率の向上					
所管課	税務課、関係所管課					
実施方針	<p>市税等の課税客体の適正な把握に努め、収納の確保対策について目標数値を設定して、収納率の向上を図ります。</p> <p>現年度課税分については、口座振替制度の推進・継続やコンビニ収納など公金収納の多様化を通じて、総合計画に掲げる目標水準（現年課税分収納率 98.8%）の達成を目指します。滞納繰越分については、新規滞納発生防止を図るとともに、滞納整理体制の強化、新潟県地方税徴収機構との連携を通じて、滞納整理の一層の推進を図ります。</p>					
期待効果	自主財源の確保とともに、税負担の公平性が図られます。					
実施項目	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10 以降
特別徴収の推進	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
新たな納付方法の調査研究	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
滞納整理体制の強化	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

Ⅱ-2	受益者負担の見直し					
所管課	施設所管課、企画政策課					
実施方針	公共施設使用料等の見直しの統一基準を作成し、算出根拠の明確化を図ったうえで、基準に基づいた料金の見直しを行います。					
期待効果	受益者負担の公平性の確保とともに、自主財源の確保が図られます。					
実施項目	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10 以降
公共施設使用料・手数料・負担金等の見直し	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

Ⅱ-3	市有財産の有効活用					
所管課	市有財産所管課					
実施方針	<p>普通財産※の仕分を行い、売却が適当である財産は売却を進め、維持管理を継続すべき財産のうち、貸付が可能なものについては、積極的に有償による貸付を行います。</p> <p>また、行政財産※について、その用途又は目的を妨げない限度において、有償貸付を進めます。</p>					
期待効果	資産効率の向上とともに、自主財源の確保が図られます。					
実施項目	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10 以降
普通財産※の売却の推進と貸付料の見直し	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
行政財産※の有償貸付の推進	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

Ⅱ-4	企業誘致の推進					
所管課	商工観光課					
実施方針	<p>村松第二工業団地の売却可能面積は3,920㎡あります。</p> <p>産業団地の造成を視野にいたった誘致先を検討していきます。このほか、奨励措置や水質検査結果を積極的にPRし、企業誘致を進めます。</p>					
期待効果	雇用の創出と市税の増収が図られます。					
実施項目	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10 以降
誘致活動の実施	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

Ⅱ-5	自主財源の確保					
所管課	総務課、企画政策課、関係所管課					
実施方針	<p>引き続き広報「ごせん」や市ホームページなどへの企業広告の掲載、封筒の空きスペースを利用した有料広告を掲載するとともに、施設命名権の財源化等、広告料収入の確保を図ります。</p> <p>マーケティング※を活かしたふるさと納税制度※を活用し、まちづくりの課題解決に取り組みます。</p>					
期待効果	新たな収入により、自主財源の確保が図られます。					
実施項目	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10以降
広報紙等への有料広告掲載	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ふるさと納税の活用	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

### Ⅲ. 効率的・効果的な行政運営

複雑多様化する市民ニーズに対応できる、弾力的かつ横断的な組織体制を目指します。

#### ○ 機能的な運営体制の構築

住民サービスの向上につながる事務について、県からの事務権限移譲を推進します。

また、関連する周辺自治体との連携を強化し、広域的な課題の解決やそれぞれの地域の強みを活かした圏域全体の活性化など、効果的かつ効率的な行政運営に取り組みます。

Ⅲ-1	機能的な運営体制の構築					
所管課	総務課、企画政策課					
実施方針	複雑多様化する市民ニーズに迅速に対応するため、業務の効率化を図ります。行政需要に即応した組織・機構・運営体制の見直しを行います。					
期待効果	市民の多様なニーズに即応した行政サービスが提供できます。					
実施項目	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10以降
本庁・支所組織の再編、見直し	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
権限移譲の推進	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
広域連携の推進	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

Ⅲ-2	DX※（デジタルトランスフォーメーション）の推進					
所管課	企画政策課、（プロジェクトチーム）					
実施方針	<p>内部事務の更なる ICT※化により、事務処理の迅速化、情報の共有化など業務の効率化を図ります。</p> <p>SNS※等を利用した情報提供やマイナンバーカードを活用した電子申請等ができる効率的なサービス提供を進めます。</p>					
期待効果	ICT※の活用による内部事務の見直しにより経常経費※の削減、市民の利便性や情報発信力の向上が図られます。					
実施項目	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10 以降
自治体情報システムの標準化・共通化	検討・実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
AI※・RPA※の利用推進	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
行政手続のオンライン化	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ペーパーレス化の推進	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

Ⅲ-3	保育園等の効率的運営の推進					
所管課	こども家庭課、学校教育課					
実施方針	<p>令和2年3月に策定した第二期五泉市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども・子育て会議を活用し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制、実施時期等を定め円滑に実施します。</p> <p>また、少子化の加速が見込まれるなか、多様化するニーズに対応できるサービスを持続的かつ効率的に提供するため、保育園等の統廃合を検討します。</p>					
期待効果	施設の統合や拠点方式により、行政運営の経費削減や効率化が図られます。					
実施項目	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10 以降
保育園等の統廃合	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

#### IV. 民間委託等の推進

行政運営の効率化、民間活力の有効活用、市民サービスの向上等を図るため、内部管理事務や定型的な業務を含めたすべての業務について見直し、民間委託を検討、実施します。

○ 業務の民間委託等の推進

市民サービスを最も効率的、効果的に提供するため、行政と民間の役割分担を見直し、市民サービスの維持向上や内部事務の効率化及び運営費用の削減等が図られることに留意しつつ、積極的に指定管理者制度※の活用及び民間委託を推進します。

IV-1	指定管理者制度※の活用					
所管課	施設所管課、財政課					
実施方針	指定管理者制度※に移行することで効果が見込まれる施設については、積極的に制度の導入を図ります。					
期待効果	民間事業者等の能力活用により、施設の設置目的をより効果的に達成することが期待できるとともに、施設管理・運営経費の削減が図られます。					
実施項目	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10以降
指定管理者制度※の活用	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

IV-2	業務の民間委託等の推進					
所管課	企画政策課、総務課、学校教育課、こども家庭課、関係所管課					
実施方針	行政が行っている事業について見直しを行い、民間で行うことが可能で効果的なものについては、費用対効果に配慮しながら、積極的に民営化、民間委託の検討を進めていきます。 また、委託内容やその方法について見直しを進めていきます。					
期待効果	業務の民間委託の推進により、行政運営の効率化、行政資源の有効活用が行われ住民サービスの向上が図られます。 また、委託内容等の見直しにより、委託料の削減が図られます。					
実施項目	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10以降
外部委託指針の策定	調査	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
外部委託の推進	一部実施・ 拡大検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
使用料等の徴収業務委託の 検討	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
給食調理業務等の委託	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

## V. 人材育成の推進と組織体制の強化

旧大綱等では、事務事業量に応じた職員の適正配置を進めるとともに、退職者の不補充や新規採用職員の抑制等を行った結果、令和4年4月1日現在の職員数は531人で、策定時の目標職員数584人を大きく上回る成果を挙げています。

このため、行財政改革大綱ではより効率的で質の高い行政サービスの提供を目指して、職員の能力開発と人材育成による組織力の向上に重点を置くとともに、可能な分野から積極的に民間委託を進めるなど行政運営の更なる効率化を図ることにより、職員数の適正化に取り組めます。

また今後も、現在議論されている国家公務員の制度改革などとの整合性を保ちながら、本市の事業運営規模に合った給与制度への見直しを図っていきます。

### ○ 人材育成の推進

政策立案や法制執務能力など地方分権に対応できる職員を養成するため、人材育成基本方針を見直し、職員研修を充実させるとともに専門的な知識を持った職員の育成を進めます。

### ○ 人事評価制度<sup>※</sup>の活用

限られた人材で効率的な行政運営を進めていくためには、質の高い行政サービスの提供と新たな課題に対応できる職員の育成が必要です。

そのためには、人事評価制度<sup>※</sup>を活用して職員の資質、適性などが人事制度に適切に反映できる仕組みを構築するとともに、能力本位で適所適材の人員配置と効果的な人材育成を図ります。

### ○ 給与水準の見直し

平成18年度から、国家公務員の給与制度を抜本的に改革する給与構造改革が実施され、本市も人事院勧告や県人事委員会勧告に基づき、給料表の改定、退職時特別昇給の廃止、退職手当支給率や特殊勤務手当の見直しなどを行ってきました。

今後も人事院勧告や県人事委員会勧告などの現行制度の枠内で実施可能な方策を検討し、「ラスパイレス指数<sup>※</sup>」等他市の状況も勘案しながら、職員手当も含めた適正な給与体系の確立を進めます。



<b>V-1</b>	<b>意識改革と人材育成</b>					
所管課	総務課					
実施方針	職員一人ひとりの意欲の向上を図り、その能力や可能性を引き出し、組織としての総合力を高めるための人材育成に努めます。					
期待効果	職員の意欲や意識の向上により、組織全体の活性化が期待できます。 また、多様化する行政課題への対応能力が高まり、市民ニーズに柔軟に対応できる組織づくりが図られます。					
実施項目	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10 以降
人材育成基本方針の実施	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
職員研修の実施	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
人事交流の実施	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
自己啓発への支援	調査検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

<b>V-2</b>	<b>人事評価制度※の活用</b>					
所管課	総務課					
実施方針	年功的な処遇を改め、職員の勤務実績、能力等を一定の評価基準で評価する人材育成型の人事評価制度※の活用を図ります。 また、評価結果を処遇（勤勉手当・昇給・昇格）に反映させていきます。					
期待効果	職員の資質向上と志気の高揚により、公務能率の向上が見込まれます。 また、評価結果を勤勉手当・昇給・昇格等各種処遇に反映させることにより、公平で公正な処遇を行うことが可能となり、組織の活性化が図られます。					
実施項目	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10 以降
人事評価制度※の有効活用	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
勤勉手当・昇給・昇格への反映	一部実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

V-3	職員提案制度の活用					
所管課	企画政策課					
実施方針	行財政改革などに関する職員提案を募り、職員の市政参画意欲の高揚を図ります。					
期待効果	職員提案制度の活用により、職員一人ひとりが行財政改革の意識を持つことに繋がります。					
実施項目	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10 以降
職員提案制度の活用	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

V-4	給与水準の見直し					
所管課	総務課					
実施方針	人事院勧告、県人事委員会勧告や他市のラスパイレズ指数*を基準に、適正な給与水準の維持に努めます。					
期待効果	人事院勧告や県人事委員会勧告を準拠することで、人件費の適正化が図られます。					
実施項目	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10 以降
人事院勧告や県人事委員会勧告による給与改定	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

## VI. 地方公営企業\*、その他の特別会計等の適切な運営管理

地方公営企業\*の公共性と効率性の両面の観点を踏まえて、効果的な運営に努めコスト縮減に取り組むとともに、料金体系、使用料の見直しなども含めた収入の確保に努めます。

また、民間の経営管理手法の導入についても検討し、一層の経営の効率化を推進します。

### ○ 地方公営企業\*の健全化

地方公営企業\*の抜本的な改革に対する検討が求められています。サービスの提供を安定的に継続していけるよう、中長期的な視点に立った経営を行うとともに、徹底した効率化、経営の健全化に努めます。

○ 特別会計※の見直し

特別会計※（国民健康保険特別会計、介護保険特別会計）については、各会計の設置目的、性格を踏まえつつ事業の運営方法の改善を図るとともに、受益者負担の適正化などにより経営の健全化に向けた取り組みを推進します。

VI-1	水道事業経営の健全化					
所管課	上下水道局					
実施方針	「五泉市第2次水道ビジョン」に基づき、健全かつ安定的な事業運営に取り組み業務の効率化とコスト縮減に向けて、業務委託の検討を進めます。 効果的かつ効率的な施設投資と財政バランスに配慮し、中長期的な更新需要・財政見直しを検討します。					
期待効果	計画的・効率的な水道施設の改築・更新により、健全で持続可能な経営が図られます。 また、経営状況の透明性、経営の効率化や経費削減が図られます。					
実施項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10以降
経営基盤の強化	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
経営戦略の見直し	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

VI-2	下水道事業経営の健全化					
所管課	上下水道局					
実施方針	経営・資産を正確に把握し、施設・設備への投資の合理化や適切な維持管理に努め、下水道接続率向上に取り組みます。 経営状況を分析し、経営の効率化とコスト縮減に努め、施設・設備への投資の合理化や適切な維持管理を検討します。					
期待効果	経営状況や資産の状況が的確に把握でき、効率的な施設管理と健全で持続可能な事業経営が図られます。また、経営状況の透明性、経営の効率化や経費削減が図られます。					
実施項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10以降
経営基盤の強化	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
経営戦略の見直し	検討	策定	実施	⇒	⇒	⇒

VI-3	その他特別会計経営の取組強化					
所管課	市民課、高齢福祉課					
実施方針	各事業の運営方法の改善に取り組みます。 受益者負担の適正化などによる経営の健全化を目指します。					
期待効果	経営健全化により、一般会計からの繰出金を抑制できます。					
実施項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10以降
事業の運営方法の改善	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

VI-4	一部事務組合運営の効率化					
所管課	企画政策課					
実施方針	組合の運営に関する分析調査を行い、組合構成市町との協議を進め、指定管理者制度※や民間委託等の民間経営手法の導入により組合運営の効率化を目指します。					
期待効果	組合運営の効率化により、負担金の削減が図られます。					
実施項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10以降
民間経営手法の導入	検討	⇒	一部実施	⇒	⇒	⇒
組合運営の効率化	検討	⇒	一部実施	⇒	⇒	⇒

用語集（本文の※印について解説）

用 語		解 説
アルファベット	AI	アーティフィシアル・インテリジェンス (Artificial Intelligence) の略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。
	DX	デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation) の略。IT の浸透が人々の生活をあらゆる面でもより良い方向に変化させること。
	ICT	インフォメーション&コミュニケーション・テクノロジー (Information & Communication Technology) の略。 情報通信技術を表す言葉で、日本では IT が同義語として使われているが、国際的には IT にコミュニケーションを加えた ICT が一般的に使われている。
	PDCA サイクル	Plan (計画) -Do (実行) -Check (評価) -Action (改善) のサイクルで事業の継続的改善を図ること。
	PFI	プライベート・ファイナンス・イニシアティブ (Private Finance Initiative) の略。従来、国や地方自治体が公営で行ってきた公共施設などの建設や管理・運営を民間の資金や経営手法・技術力を活用して行う手法のこと。
	PPP	パブリック・プライベート・パートナーシップ (Public Private Partnership) の略。従来、国や地方自治体が公営で行ってきた公共サービスを官(行政)と民(市民、企業、NPO など)と連携して提供していくという新たな考え方、形態のこと。
	RPA	ロボティック・プロセス・オートメーション (Robotic Process Automation) の略。ソフトウェアロボットによる事務処理の自動化のこと。
	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略。Web 上で社会的ネットワークを構築可能にするサービス。
き	義務的経費	支出することが制度的に義務づけられている経費のこと。人件費、扶助費および公債費の3つからなる。

用 語		解 説
	行政評価システム	行政の行う仕事を評価（チェック）し、その結果に基づき、より効果的で効率的な仕事に改善していく行財政改革の手法の一つ。五泉市では平成 18 年度から「効果的で効率的な行政経営」、「透明性の高い行政経営」を目的として行政評価システムを導入している。
け	経常経費	毎年度連続して固定的に支出される経費。人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等及び公債費など。
こ	公債費	地方債の元金の返済、利子の支払いに要する経費。
	高齢化率	高齢化の状態を示すものとして一般的に用いられる指標で、総人口に対する 65 歳以上人口の割合。 国連などの定義に基づき、以下のように分類されている。 高齢化率 7%～14%…『高齢化社会』 高齢化率 14%～21%…『高齢社会』 高齢化率 21%～ …『超高齢社会』
し	実質公債費比率	平成 18 年 4 月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された財政指標。 公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標として、実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合を表すもの。実質公債費比率が 18%以上の団体は、引き続き地方債の発行に許可を要する。また、25%以上の団体については、実質公債費比率の区分に応じて、起債の制限を受ける。
	指定管理者制度	公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とした制度。
	人事評価制度	職員一人ひとりの能力や業績を定期的・継続的に評価する人事管理制度。そこでは、「評価」を蓄積し、昇任や人事異動、職員の能力開発に活用し、職員一人ひとりに対応したきめ細やかな人事管理を目指すもの。

用語		解説
し	新地方公会計制度	単式簿記・現金主義に基づく自治体の会計に、複式簿記・発生主義という民間の企業会計の考え方を取り入れることにより、財務情報を分かりやすく提供し、従来の官庁会計の決算資料を補完するもの。
せ	生産年齢人口	年齢別人口のうち労働力の中核をなす 15 歳以上 65 歳未満の人口層をいう。
ち	地方公営企業	地方公共団体の経営する公益的な事業。特に地方公営企業法の適用される水道・鉄道・電気・ガス事業等をいう。
	地方交付税	地方公共団体間の財源の不均衡を調整するとともに、全国どこに住んでいる人にも、標準的な行政サービスを提供できるよう、地方公共団体の財源を保障する制度で、普通交付税と特別交付税がある。
	地方債（市債）	地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が一会計年度を超えて行われるもの。
	地方債許可団体	地方債協議制度において、「実質公債費比率が 18%以上の地方公共団体」又は「一定以上の実質赤字額を生じた地方公共団体」となった地方公共団体。地方債許可団体となると、地方債を発行するとき総務大臣等の許可を受けなければならない。
と	投資的経費	支出が資本形成に向けられるもので、各種社会資本整備など、支出の効果が長期にわたる経費。普通建設事業費、災害復旧事業費および失業対策事業費の 3 つからなる。
	特別会計	特定の事業を行う場合または特定の収入で事業を行う場合に、経理を他の会計と区別する必要があるため、法律や条例に基づいて設置しているもの。
ふ	扶助費	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの法令に基づいて支出する経費。地方公共団体独自の支出も含む。

用 語		解 説
ふ	普通会計	地方公共団体間の比較が可能となるように地方財政統計上統一的に用いられる会計区分。
	普通交付税	合理的基準によって算定したあるべき一般財源所要額（基準財政需要額）が、あるべき税収入（基準財政収入額）を超えた額（財源不足額）を基礎として交付されるもの。
	普通財産	行政財産以外の一切の公有財産を指し、直接行政目的に使用されるものではなく、普通地方公共団体が一般私人と同じ立場で保有し、その経済価値を発揮させるために管理する財産。
	物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質を持つ経費の総称。具体的には、旅費や消耗品費、機器等の賃借料、備品購入費、委託料等。
	ふるさと納税制度	納税者が自分で選んだ自治体に寄附した場合に所定の自己負担額を除く全額が所得税および住民税から控除される制度。
ほ	補助費等	各種団体に対する助成金や交付金、負担金等の総称。
ま	マーケティング	どのような価値・サービスを提供すればターゲット市場のニーズを満たせるかを探り、その価値・サービスを生み出すこと。
ら	ラスパイレス指数	給与水準の比較に用いられ、国家公務員の給与水準 100 とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したもの。



